

プリュム修道院所領明細帳に見える複数者保有マンスと分数マンスについて : 古典荘園制における農民経済動態の解明のために

森本, 芳樹

<https://doi.org/10.15017/4494343>

出版情報 : 経済学研究. 60 (3/4), pp.171-188, 1994-12-10. 九州大学経済学会
バージョン :
権利関係 :

プリュム修道院所領明細帳に見える複数者 保有マンスと分数マンスについて

— 古典荘園制における農民経済動態の解明のために —

森 本 芳 樹

はじめに

中世初期プリュム修道院史料に基づいた研究は、1978年にL. クッヘンブッフの問題作¹⁾が世に問われて以来、とりわけ1983年にI. シュワープによる所領明細帳の新版²⁾が刊行されて以来、きわめて盛んに行われており³⁾、1993年にはこの記録作成の千百年祭を記念して、二つの論文集⁴⁾が刊行されたほどである。しかしながら、こ

の間発表された多くの業績の中で、マンスについての論及はけっして多くない。農民経営の標準的な単位であったこの制度の重要性⁵⁾と、プリュム明細帳でのマンスについての記載の豊富さを考え合わせると、やや奇異な感を抱くが、そこには次のような事情があると思われる。すなわち、所領明細帳を主たる史料としたプリュム修道院領の長い研究史で最高の権威と目されているCh.-Ed. ペランは、1960年にプリュム明細帳に記載されているマンスについての鋭利な論文⁶⁾を発表したが、さらに続けて1973年にはV. ヘンのこれを一般的に扱った論文⁷⁾が出ており、そして上述のクッヘンブッフによる著書では、やはりマンスについての多くの議論がなされているのである⁸⁾。多くの研究者が、プリュム領におけるマンスの問題は、ほぼ論じ尽くされていると考えたとしても無理はない。

* 本稿でのプリュム修道院所領明細帳からの引用は、注2)に引用されているシュワープ版により、該当箇所の葉番号と最初の行の番号で示す。例えば、(fol. 1r-1. 1)なら引用箇所が第1葉表の第1行から始まるとの意であり、シュワープ版は原本の物的体裁を忠実に再現しているため、この仕方でも容易に検索できるはずである。また、この記録で1章を与えられて記載される所領については、Rommersheim (cap. 1) (→第1章記載のロンメルスハイム) というように表示する。

1) L. Kuchenbuch, *Bäuerliche Gesellschaft und Klosterherrschaft im 9. Jahrhundert. Studien zur Sozialstruktur der Familia der Abtei Prüm*, (VSWG Beihefte, 66), Wiesbaden 1978.

2) I. Schwab (ed.), *Das Prümer Urbar*, (Rheinische Urbare, 5), Düsseldorf 1983.

3) この史料の研究についての1980年代末までの文献目録は、M. Willwersch, *Die Grundherrschaft des Klosters Prüm*, (I. Schwab/R. Nolden, ed.), 1989, pp. 170-174.

4) R. Nolden (ed.), "anno verbi incarnati DCCC-XCIII conscriptum". *1100 Jahre Prümer Urbar*, Trier, 1993 ; *Das Prümer Urbar als Geschichtsquelle und seine Bedeutung für das Bitburger und Luxemburger Land*, (Beiträge zur Geschichte des Bitburger Landes, 11/12), Bitburg 1993. なお、プリュム明細帳の史料価値についての私の見

解は、Y. Morimoto, *Die Bedeutung des Prümer Urbars für die heutige Forschung*, in Nolden, *op. cit.*, pp. 127-136 に要約されている。

5) マンス制度については、森本芳樹『西欧中世経済形成過程の諸問題』木鐸社、1978年、258-273頁を見よ。

6) Ch.-Ed. Perrin, *Le manse dans le polyptyque de Prüm à la fin du IXe siècle*, in *Etudes historiques à la mémoire de N. Didier*, Paris 1960, pp. 245-258.

7) V. Henn, *Zur Bedeutung von "mansus" im Prümer Urbar*, in *Verführung zur Geschichte. Festschrift zum 500 Jahrestag der Eröffnung einer Universität in Trier*, Trier 1973, pp. 35-45.

8) Kuchenbuch, *op. cit.* (前注, 1), *passim*.

ペランからクッヘンブッフに至る議論はかなり多岐にわたるが、そこにはプリュム明細帳に見えるマンスが、カロリング期の他の所領明細帳（ことにサン・ジェルマン・デ・プレ修道院のそれ）が記載しているマンス、ないし、標準的な農民保有地を示す別の表現であるフーフエと比べて、ずっと安定的な存在として活力を保っていたという考え方が貫いている。そしてその最大の論拠は、1マンスの1家族による保有が原則として保たれているというにある。ところで、最近盛んな西欧中世初期農村史の研究では、古典荘園制の諸側面がますます明らかにされている⁹⁾が、そこでは、領主制のこの形態を農村の絶えざる変動の中で動的に捉えようとしているのが、特徴的である。そして、古典荘園制の動態的検討というこの視角からすると、プリュム領におけるマンスの安定的存在という通説には、物足りなさを感じざるをえない。複数者保有マンスと分数マンスとの限定された存在という事実認識には、後述するように重大な誤りが含まれているだけに、ますますそうである。そこで本稿では、実証的な作業としてはプリュム明細帳からの複数者保有マンス（マンスの複数の農民による共同保有）と分数マンス（二分の一マンス、四分の一マンスなど）の検出を中心に置き、それを材料にして9世紀末プリュム領における農民経営の動態にながし迫ってみたい。

I. 複数者保有マンスと分数マンスとの検出

1) 先行研究の手法

マンスないしフーフエの研究史では、これらの標準的な経営・保有単位が1家族によって占有されるのが古典的な形態だと考えられてきた。しかしながら、すでに9世紀の初頭からこうした原則とは異なった事態が広く見られることも、十分に知られている。すなわち、一方では、1マンスに複数の農民が定着している現象が広がっている。これはしばしば「過剰定住」surpeuplementと呼ばれているが、ここでは複数者保有と呼んでおきたい。他方には、『二分の一マンス』mansus dimidius, demi-manseや『四分の一マンス』quarterium, quartierという「分数マンス」manse fractionnaireも、ひんぱんに言及されているのである。古典荘園制の最も典型的な描写を与えてくれる史料とされる、サン・ジェルマン・デ・プレ修道院の所領明細帳（820年代に作成）にさえも、最初の編者としてこの史料を多面的に検討したB. ゲラルルの計算によると、記載されている約1650マンスに対して4700人近い保有者があって、複数者保有の著しい普及が見られ、また、これらのマンスのうち100以上が分数化していて、二分の一マンスが約200、四分の一マンスが約30記載されているという¹⁰⁾。

9) 森本芳樹「西欧中世初期農村史研究の最近の成果と課題」『経済学研究』52-124, 1987年, 303-331頁; 同「カロリング期所領明細帳研究の成果と課題」同誌, (1)53-3・4, 1988年, 69-83頁/(2)54-1・2, 1988年, 249-270頁; 同「西欧中世初期荘園制の諸側面——最近5年間における農村史の研究状況——」同誌, (1)58-2, 1992年, 51-66頁/(2)58-4・5, 1993年, 223-241頁/(3)59-5・6, 1994年, 231-243頁/(4)50-1・2, 1-15頁。

10) B. Guérard (ed.), *Polyptyque de l'abbé Irminon de Saint-Germain-des-Prés, ou dénombrement des manses, des serfs et des revenus de l'abbaye de Saint-Germain-des-Prés sous le règne de Charlemagne*, II, *Prolégomènes*, Paris 1844, pp. 891-899. なお、ごく最近この所領明細帳の新版が、D. Hägermann (ed.), *Das Polyptychon von Saint-Germain-des-Prés. Studienausgabe*, Köln/Weimar/Wien 1993として刊行された。また、これに協力した2人の若手研究者が、データの電算機による処理を活用して、以下のような分析を同時に公開し

プリュム修道院領におけるマンスについては、ことにサン・ジェルマン領と比べた場合には、1家族による1マンス保有という原則がずっとよく守られている、という見解が通説となってきたが、その出発点はペランによる同修道院所領明細帳(893年作成)の検討である。すでに1935年の書物でも、マンスの問題に若干触れていた¹¹⁾が、ペランの見解がまとまった形で発表されたのは、1960年の論文であった¹²⁾。ここでペランは、プリュム明細帳のうちアルデンヌ所在の所領群を記載した第45章から第54章までを、まず分離する。それは、ここにはサン・ジェルマン領と同じくらいの頻度で複数者保有と分数マンスとが記載されていて、プリュム領でもフランスに近いこの部分では、9世紀末にマンスの古典的保有原則からの逸脱が見られたことが明らかだからである¹³⁾。こうした手続きの後、残る109章に言及されているマンスを検討して、ペランはまず、そこに過剰人口が積み重なった複数者保有が殆ど見られないと指摘し、ついで分数マンスについては、それがかなりの数で存在することを認めた上で、それでもその大部分が二

分の一マンスであって、四分の一マンスという小単位はきわめて少ないことを強調する¹⁴⁾。ペランはその他にも、分数マンスの負担様式やマンス内部での労働力構成について分析を加えているが、ともかく当面の問題についての結論は、9世紀末プリュム領では、「マンスは通例的に1家族によって占有されている」ので、70年ほど先行する時期のサン・ジェルマン領のそれに見られるほどの、「退化」*dégradation*を蒙っていないというのである¹⁵⁾。

プリュム領におけるマンスの古典的原則の維持というこうした見解は、ヘンによって受け継がれたが、詳細に見ると議論の重点には若干の差がある。すなわち、ヘンも1家族による1マンス保有が通例だとするのだが、主として考えているのは複数者保有であり、プリュム明細帳でのその言及は第45-46章に限られていて、1家族が複数マンスを保有する場合よりもずっと少ないと指摘する。これに対して分数マンスは正面から取り上げることがなく、マンスが面積単位として使われていたという証拠に、二分の一マンスの言及を使っているだけである¹⁶⁾。これに対してクッヘンブッフが主として関心を示すのは分数マンスであり、各所領群についての詳細な議論の中でのマンスのあり方の検討を基礎にして、所領明細帳に登場する約1700マンスのうち、およそ140マンスが二分の一マンスになっているに過ぎないと、その比率を10パーセン

たが、そこにはマンスについての統計も整理されている。K. Elmhäuser/A. Hedwig, *Studien zum Polyptychon von Saint-Germain-des-Prés*, Köln/Weimar/Wien 1993, pp. 478-484.

11) Ch.-Ed. Perrin, *Recherches sur la seigneurie rurale en Lorraine d'après les plus anciens censiers (IXe-XIIIe siècle)*, Paris 1935.

12) Perrin, art. cit. (前注. 6).

13) Ibid., p. 248. これらの章についてペランは、マンスをめぐる分析を1947年に報告しており、また、ソルボンヌでの講義でも論じている。Ch.-Ed. Perrin, *Le manse dans la région du Luxembourg belge à la fin du IXe siècle d'après le polyptyque de l'abbaye de Prüm*, in *Revue du Nord*, 29, 1947, p. 278; Id., *La seigneurie rurale en France et en Allemagne du début du IXe à la fin du XIIe siècle*, 3 vol., III, *Les transformations de la seigneurie rurale dans le courant du XIIe siècle*, (Les cours de la Sorbonne), Paris 1953, pp. 243-244. これらの内容については後注. 33)を参照。

14) Perrin, art. cit. (前注. 6), pp. 249-254. なおペランは、この所領明細帳の追加部分での記載からして、複数者保有が893年以降に普及する様子はないのに対して、分数マンスの方はさらに増加する傾向を示すとも述べている。所領明細帳の動態的使用に関わる重要な発言であるが、現在までの私の作業では、このように断言するだけの根拠はない。

15) Ibid., p. 258.

16) Henn, art. cit. (前注. 7), pp. 39-40.

ト以下と低く見積もっている¹⁷⁾。

以上のように先行研究者たちは、プリュム明細帳に見えるマンスが、1家族1マンスという原則に比較的適合的なあり方を示していると考えたが、史料分析という次元でこれを検討しようとするれば、当然にも、所領明細帳における記載様式に十分な注意を払う必要がある。すなわち、先述のサン・ジェルマン・デ・プレ修道院や、あるいはサン・レミ修道院の所領明細帳¹⁸⁾のように、詳細なデータ（資格、構成、面積、保有者、負担など）を個々のマンスごとに記しているのは、むしろ例外であって、殆どの所領明細帳では、所領ごとにマンスの総数が挙げられた上で、データは一つの代表的なマンスの例によって記述され、場合によっては、所領全体についての合計が提示されるのである。プリュム明細帳もその例であって、第1章の冒頭に、『ロンメルスハイムに完全非自由人マンス30、領主直領地が7マンスある。ウィドラドゥスが1完全マンスを持ち、貢租として20デナリウスの値ある豚1…を支払う。…』《Sunt in Rumersheim mansa integra servilia XXX, terra indominicata mansa VII. Widradus habet mansum integrum, solvit in censu pro suale porcum I valente denariis XX...》(fol. 8r-l. 2)とあるように、ここでは農民保有地であるマンスが30あって、それらの資格が非自由人特有のものであるとした上で、典型的な保有者の例をとって、1マンス当たりの負担が記されているのである。こうした簡潔な書式によっている所領明細帳から、マンス保有の詳細を読み取るため

には、まさしく目を皿にして文言を注視し、むしろ通例の書式からはみ出した記載から材料を見つけなければならないのである。

2) 第45-51章の検討

マンスのあり方をめぐってプリュム明細帳を分析するためには、やはりペラン以来の手法に従って、そこだけが農民保有地を個別に登録している第45章から第51章までを分離¹⁹⁾し、これらの章で描写されているアルデンヌ所領群において、複数者保有と分数マンスとが広く見られたことを、まず確認するのが順序である。最初の Villance (cap. 45) では、自由人マンス47と非自由人マンス7が登録されているが、保有者についての詳しい記述から、前者において分数マンスと複数者保有が著しく普及していたことが、明らかである。すなわち、完全マンスを1名で保有しているのは僅かに4例で、2人保有が4例、3人保有が4例、4人保有が17例となっている。11単位ある二分の一マンスと17単位ある四分の一マンスの場合には、1人保有が圧倒的だが、それでも二分の一マンスの3人保有と2人保有とが1件ずつ、四分の一マンスの2人保有が1件言及されている。またこの章では、所領明細帳の通例に従って、代表的な保有者の具体例によるマンス当たりの負担規定が行われているが、そこには、『アムリクス、ラインフリドゥス、フォルクリクス及びヘルプリクスが1マンスを持ち、それらを通じて12月に、豚4、あるいは20デナリウスを支払う』《habet Amulricus, Rainfridus, Folcricus et Helpricus

17) Kuchenbuch, *op. cit.* (前注. 1), pp. 174-179.

18) J.-P. Devroey (ed.), *Le polyptyque et les listes de cens de l'abbaye de Saint-Remi de Reims (IXe-XIe siècles)*. Edition critique, Reims 1984.

19) ペランとは異なって、ここで別扱いする章のうちに私は第52-54章を入れていない。これらは先行する諸章とプリュムとの間の所領を記載しているが、それらと違って保有地の個別的描写を行っていないからである。

mansum I et solvent in mense decembrio inter illos porcos IIII aut denarios XX》(fol. 23r-l. 14)とあって、4人保有の場合が第1の範例とされている。しかもそれに続けて、『以下のことを知られたい』《Hoc autem scitote》という書き出しで、所領明細帳には珍しく現実の描写とは切り離された形で、複数者保有での負担原則を記載する。すなわち、『この所領では、4人の領民が1マンスを保有すれば、20デナリウスに当たる豚4を支払う。…3人の領民が1マンスに居住したならば、15デナリウスに当たる豚3を支払う。…2人の領民が1マンスに居住すれば、10デナリウスに当たる豚2を支払う。…1人の領民が1マンス、あるいは二分の一マンスを保有すれば、5デナリウスに当たる豚1を支払う。…』《In ipsa villa, si homines IIII unum mansum tenent, solvunt soales IIII per denarios XX... Si tres homines super unum mansum sederint, solvunt soales III per denarios XV... Si duo homines super unum mansum sedent, solvunt soales II per denarios X... Si homo unus mansum unum aut dimidium tenet, solvit soalem I per denarios V...》(fol. 23v-l. 11)というのである。950年頃までの追加記入を含むというこの史料の年代的複層性²⁰⁾から考えて、これは描写的部分を検討した別の書記による追加記入である可能性も大きい。その場合でも、9世紀末からそれほど経ていない時点で書かれたことが確実である²¹⁾。

従って、この章の内容から、Villanceにおける複数者保有の圧倒的な優勢が読み取れるだけでなく、ここで採用されている書式からは、この時期のプリュム修道院の記録作成者たちが、そうした事実を所領管理の一つの枠組みとして承認していたことも、明白なのである。

続けてMabonpré (cap. 46)では、マンス資格が特定されない15マンスがあるが、それらのうち1人保有は1単位だけで、14マンスが2人保有によっており、また四分の一マンスが8単位ある。さらにこれらと並んで、非自由人マンス4も登録されているが、これらはすべてが1人保有で、非自由人マンスには複数者保有も分数マンスも少ないという、前章に見られた構成が再出している。次の章では、Tavigny (cap. 47)に所在するものとして、合計17マンスが次のような順序で記載されている。先ず1自由人マンスが1人保有され、その負担が範例として詳しく描写された後、他の5マンスを同じ負担でそれぞれ1人が保有しているとされる。続けて二分の一マンス9単位が、これらも1人保有にかかるものとして記される。次に『空いている』《absus》と形容されるマンスが記載されているが、これらはそれぞれ1人保有による『完全マンス』《mansus integer》3単位と、やはり1人保有による二分の一マンス1単位である。さらに1人保有の四分の一マンス4単位と、これも1人が保有している四分の一マンスの二分の一が登録される。この章の最後には、貨幣貢租に対して保有されている土地が記載されているが、これらもすべて1人保有によっていて、完全マンスが1単位と四分の一マンスが3単位あり、さらに12ヨルナルのまとまりが1単位ある。

続く第48章から第51章までに記されている土

20) Y. Morimoto, Le polyptyque de Prüm, n'a-t-il pas été interpolé? A propos de sa nouvelle édition, in *Le Mogen Age*, 93, 1986, pp. 265-276 を参照。

21) プリュム明細帳追加部分の年代決定については、森本芳樹「プリュム修道院所領明細帳(893年)の史料批判をめぐる二つの問題」(II), 『経済学研究』48-1, 1982年, 23-39頁を参照。

地は、以上の3章の場合と比べてそれぞれかなり狭く、また荘園制としての組織化も進んでいないが、すべてが分数マンス、ないしそれに対応する小規模保有地となっている。すなわち、Bastogne (cap. 48) には二つの保有地があって、それぞれ13ヨルナリスと15ヨルナリスとであるが、前後の関係からして後者がこのあたりでは四分の一マンスに相当していたようである²²⁾。ついで Wadrin (cap. 49) には、15ヨルナリスの保有地3単位と四分の一マンス3単位が、通例の負担をするものとして記されている他に、『空いている』とされる土地30ヨルナリスと四分の一マンス2単位があり、さらに司祭が保有する50ヨルナリスの土地がある。また Longvilly (cap. 50) では、四分の一マンス4単位に加えて、『空いている土地』《absa terra》として二分の一マンスがあり、最後に Noville (cap. 51) には、四分の一マンス2単位が登録されている他に、『空いている』二分の一マンスがある。

以上のように、プリュム修道院がアルデンヌに持つ所領群では、マンスの複数者保有も分数マンスもともに多く、個別所領の保有地の殆どが、場合によっては全てがそうした形を取っていることさえある。しかし、Villance (cap. 45) と Mabonpré (cap. 46) では、複数者保有は多いが分数マンスは少ないのに対して、Tavigny (cap. 47) 以下ではその逆であるという目立った相違がある。また、非自由人マンスには原則としてこうした現象が見られないこと、『空いている』とされるマンスと土地が多いことなどに

も注目しておこう。

3) 他の諸章の検討

A) 複数者保有マンスの検出

それではアルデンヌ所領群以外では、ペラン以来考えられていたように、完全マンスの1人保有という原則が、ずっとよく守られていたのであろうか。まず複数者保有の検出から始めよう。プリュム明細帳の第1章から第44章までと第52章から第118章までには、この現象についての言及はきわめて少なく、僅かに3例しかない。まず、Kalenborn を記載する第7章には15非自由人マンスがあるが、それらの負担の範例は、『これらのうちからエレンボルドゥスとエリセウスとが1マンスを持ち、豚1、鶏3、卵24を支払う。…』《Ex his habet Elemboldus et Eliseus I, solvit sualem I, pullos III, ova XXIII ; ...》(fol. 10r-l. 17) とされていて、1マンスを2人で保有する場合が用いられている。次に第36章は Montigny にあてられているが、農民保有地の登録は『ここに21マンス1/2がある。これらの奉仕をするマンスのうちに、Montigny に属している領民が25人居住している』《Sunt ibi mansa XXI semis. Resident homines infra ipsos mansos, qui servicium faciunt, qui pertinent ad Montini XXV》(fol. 20v-l. 3) とあり、若干ながらマンス数よりも大きい保有者数が示されている。そしてこれに続けて、『これらのマンスの他に、ボドが5マンス1/2を保有し、そこに領民10人が居住しており、その上にウドが保有する6マンスがある』《Extra hos mansos, quos tenet Bodo V semis, ubi resident homines X, insuper sunt mansa VI, quos tenet Ursio》(fol. 20v-l. 5) という、おそらく伝来過程で混乱を含むように

22) 第48章では、15ヨルナリスの土地を保有するゲルヘルスの負担が、詳細に描写されているが、それが次の第49章では、同じく15ヨルナリスの保有地3単位及び四分の一マンス3単位との範例となっている。

なった文言があり、1マンス以上の大規模保有地の内部についても、マンス数よりも大きな保有者数を挙げている。さらに Meckenheim を描写する第68章には、『Adendorf と Klein-Altendorf との間に1マンスがある。このマンスを保有する者たちは、軍役税と豚の代わりに25デナリウスを支払い…』《Inter Aldendorpht et Adelesdorpht mansus I. Solvunt illi, qui mansum illum tenent, pro hostilico et suale denarios XV...》(fol. 35v-l. 15) とする文章があり、1マンスの保有者を複数で表示している²³⁾。

100章以上に及ぶ記述の中で、複数者保有の明示的な言及がこれだけしかないという事実は、この現象そのものが9世紀末のブリュム領できわめて限られていたという判断に、有利に働くことは確かである。しかしながら、いま一度複数者保有の優勢を伝えている第45章と第46章に立ち戻って、そこでの記述をさらに詳しく観察してみると、そうした判断を否定できないまでも、少なくともそのままでは受け入れ難いと考えねばならないことが分かる。すなわち先述のように第45章では、保有地当たりの負担が完全マンスないし分数マンスの保有者数に応じて詳細に記されているが、範例として他の保有地での負担への基準に一番よく用いられているのは、先に引用したアムルリクスなど4名が1マンスを保有する場合であり、ここに記載されている所領 Villance (cap. 45) にある約70単位の保有地のうちで、約30単位はこれに準拠している。ところで、この所領で見られる1自由人マンスの1人保有は僅かに1例であるが、それも、『テ

オドルドゥスが1マンス、アムルリクスのように支払う』《Teodoldus mansum I, solvit ut Amulricus》(fol. 25r-l. 9) というように、この1マンス4人保有を範例としているのである。他方で第46章では、全く同じように22単位の保有地のうち1マンスだけが1人保有で、15完全マンスのうち14単位が2人保有となっているが、まさにこの1人保有の場合が範例とされている。すなわち、ここに描写されている Mabonpré での領主直領地の記述が終わった直後に、『ここに16マンスがある。ハイストルフスが1マンスを保有し、豚の代わりに15デナリウスを支払う。…』《Sunt ibi mansa XVI. Haistolfus tenet mansum I, solvit pro soale denarios XV ; ...》(fol. 27r-l. 17) という書き出しで、この農民による負担の長い規定がある。そしてその後、『ヒルデモドゥスとリウタルドゥスが1マンスを保有し、犁耕賦役に代えて5デナリウス(を支払う)他は、ハイストルフスと同様に支払い、賦役をする。ヒルデボルトゥスとウィルルフスとが1マンス、同様に支払う』《Hildemodus et Liutardus tenent mansum I, solvunt et serviunt sicut Haistulfus nisi corvadam per denarios V. Hildeboldus et Willulfus mansum I, solvunt similiter》(fol. 27v-l. 17) とし、さらに12マンスについて『同様に』との記載が続くのである。

いずれも複数者保有の圧倒的な優勢を示す二つの章で、一方では複数者保有が、他方では1人保有が範例として用いられているという、この対照的な記述の仕方から、次のように言わねばならない。すなわち、複数者保有が優勢であっても、それに応じて負担体系がいくつもの規定の複雑な組み合わせになっていない限りは、1マンス1人保有での負担が範例として通用し

23) 先行研究者もこれらの箇所には注意しており、ペランは最初の2例を、クッヘンブッフは3例すべてを指摘している。Perrin, art. cit. (前注. 6), pp. 252-253 ; Kuchenbuch, *op. cit.* (前注. 1), pp. 78-80.

うるのである。おそらくそれは、複数者保有は広がっているが、1マンス当たりの保有者数がお相対的に小さい場合であろう。ところでそうした場合に、第45章以下のように保有地の個別的な列挙という方式ではなくて、他の諸章に見られる所領ごとの一括的な記述が採用されていたならば、少なくとも Mabonpré (cap. 46) について具体的に記載されるのは、範例とされているハイストルフスの1人保有の場合だけとなり、圧倒的な多数を占めている2人保有は、われわれの目から完全に隠されてしまうことになったであろう。

このように見てくると、アルデンヌ以外に所在する多数の所領について、3章にしか複数者保有が言及されていないからといって、この現象がきわめて限定されていたと直ちに考えることは許されない。保有地の個別的な列挙がない限り、各章ごとに範例として引用されている1マンス1人保有の場合の背後に、多数の複数者保有が隠れている可能性はきわめて大きいのである。確かにそれが、4人保有が最も多かった Villance (cap. 45) と同じ程度まで広がっていることはまれであろうが、1人保有より複数者保有の方が優勢な場合は、おおいにありえたと考えてよいのである。

B) 分数マンスの検出

イ) 所領明細帳旧版の欠陥

次に第1章から第44章までと第52章から第118章までの分析によって、これらの章に記載されている諸所領での分数マンスについて検討するが、この際最初に指摘しておかなければならない特別な問題がある。それは、ペラン、ヘン及びクッヘンブッフのいずれもが、H. バイアーによる旧版²⁴⁾という欠陥の多い刊本に依拠して

いたために、プリュム明細帳での分数マンスの言及を過小に評価してしまっているという点である。すなわち、この史料を刊行するために唯一底本として使用できるカエサリウス写本では、『二分の一』を示すのに《dimidium》を使うだけでなく、しばしば《semis》の略号として小さなsの字を書いている。ところがその一部は、バイアー版では《dimidium》と再現されている²⁵⁾ものの、大半は全く無視されて印刷されていないのである。例えば、Montigny (cap. 36) について上に引用した『ここに21マンス1/2がある』という文章は、バイアー版によるならば、『ここに21マンスがある』《Sunt ibi mansa XXI》²⁶⁾となっていて、あたかもこの所領には分数マンスがないような印象を与えてしまっている。全部で15章にわたってこうした脱落があり、それぞれの章から二分の一マンスの痕跡が失われてしまっているのである。

19世紀までにおける大規模な史料集の編纂には、各地の歴史愛好家の助力が不可欠で、必ずしも十分な能力のない者による筆写がそのまま印刷されることが、よくあったと聞く。ヨーロッパ中世史学界の重厚な学風を知る者にとってやや信じ難いことは、プリュム明細帳の旧版にこうした欠陥があることが、この史料の本格的な活用を始めて手がけた K. ランプレヒト²⁷⁾以

24) H. Beyer (ed.), *Urkundenbuch zur Geschichte der jetzt die preußischen Regierungsbezirke Coblenz und Trier bildenden mittelrheinischen Territorien*, 3 vol., I, *Von den ältesten Zeiten bis zum Jahre 1169*, Koblenz 1860, pp. 142-201.

25) 例えば、第102章で『ここに他の3マンス1/2がある』という箇所は、バイアー版では《Sunt ibi mansa III et dimidius》(*Ibid.*, p. 191) とあるが、カエサリウス写本の忠実な再現に努めたシュワープによる新版では、《Sunt ibi alia mansa III semis》(fol. 43v-1. 12) となっていて、《semis》に「略号のsを semis (変化しない語) と読む」と注記されている。Schwab, *op. cit.* (前注. 2), p. 244, n. b.

26) Beyer, *op. cit.* (前注. 24), p. 163.

来指摘されているながら、分数マンスの検討に当たってはカエサリウス写本との校合が十分に行われず、それが二分の一マンスの過小評価に導き、ブリュム領における1マンス1人保有原則の保持という通説の形成に、促進的に働いてしまったという事情である²⁷⁾。しかし、この点についてこれ以上語る必要はない。現在ではカエサリウス写本を忠実に再現したシュワープによる新版があり、sはすべてsemisと印刷されていて、研究者が同じ過ちを繰り返す恐れがないからである。

ロ) 第104—113章の検討

ブリュム明細帳から分数マンスを検出する作業においては、先行研究者がしたようにアルデンヌ所領群を記載した諸章を分離するだけでなく、ライン中流域で娘修道院ザクト・ゴアに賦与されている所領群を記載した、第104章から第113章までにも特別な取扱いをせねばならない。それは、これらの諸章では保有地の個別的な列挙こそないものの、完全マンスと二分の一マンスとの数を所領ごとに挙げているからである。例えば、それを最も簡潔に行っている第105章では、『Bogelに4半自由人マンスがあり、そこから、上述のように完全な貢租が出される。二分の一マンスが21、非自由人マンスが7、…』《Sunt in Backele mansa ledilia IIII, unde

plenum exit census, sicut supradictum est. Mansa dimidia XXI, servilia mansa VII...》(fol. 44v-l. 15)とある。こうした記述によれば、これらの所領では以下のように半自由人マンスの多くが分数マンスとなっており、完全マンスからだけ成る非自由人マンスとは対照的である。Gemmerich (cap. 104)：完全マンス23、二分の一マンス6、非自由人マンス2；(以下同じ順序) Bogel (cap. 105)：4, 21, 7；Nastätten (cap. 106)：13, 30, 4；Burgschwalbach (cap. 107)：1, 0, 19；Oberneisen (cap. 108)：6, 7, 12；Flacht (cap. 109)：12, 1, 12；Finster (cap. 110)：7, 5, 16；Nochern (cap. 111)：0, 0, 15。

なお、続く第112章から第118章までは、同じくライン中流域の娘修道院アルトリップに賦与されている所領群を登録しているが、Weiler (cap. 115)とAlbisheim (116)とに同じような書式を採用しており、前者については、『完全マンスが9ある。…その他に二分の一マンスがある』《Sunt mansa plena IX... Sunt preterea mansa dimidia》(fol. 48v-l. 3)と、分数マンスの数が分からない書き方になっているが、後者の書き出しは、『Albisheimに17半自由人マンスと二分の一マンスが2ある』《Sunt in Aluesheim mansa ledilia XVII et dimidia II》(fol. 48v-l. 16)となっている。

ハ) 他の諸章の検討

以上の諸章を分離した後に、一見したところ分数マンスがどれほどあるのかが分からない、およそ100章の検討に取りかかることになるが、もちろんこれらに記載された諸所領にも二分の一マンスが存在しえたことは、様々な言及から明らかである。中でも、先述したMontigny

27) K. Lamprecht, *Deutsches Wirtschaftsleben im Mittelalter. Untersuchungen über die Entwicklung der materiellen Kultur des platten Landes auf Grund der Quellen zunächst des Mosellandes*, 4 vol., II, *Statistisches Material. Quellenkunde*, Leipzig 1885, pp. 59-109.

28) この点は、1970年代末にベルギーでブリュム修道院所領明細帳に関心を持つ研究者には、よく知られており、当時ベルギーに滞在していた私が、そうした問題の存在を知ったのもJ.-P. ドヴロワ氏の好意によるものであった。この機会に同氏にお礼申し上げたい。

(cap. 36)での21マンス1/2のように、個別所領のマンス総数に分数が含まれる例は39章に及んでおり、この他に、5章では追加部分と思われる文言に二分の一マンスが言及される。しかしながらきわめて重要なのは、各章の内部を子細に点検すると、個別所領のマンス総数が整数で示されていても、そこでの分数マンスの不在を必ずしも意味しないことである²⁹⁾。

若干の例を挙げてみよう。まず第30章では、先頭に46マンスが記載され、『これらのマンスから、各々20デナリウス、鶏2、卵10を支払う。…』《Ex dictis mansis solvit unusquisque unciam I, pullos II, ova X; …》(fol. 18r-l. 19)と、負担の範例が続く。ところがその後、『4マンス1/2が同じようにする。しかし他のマンスは、20デナリウスを支払うこと…を除いて、同じ奉仕をする』《Similiter faciunt IIII mansa et dimidium, alia autem mansa eundem servitium faciunt excepto, quod unciam non dant...》(fol. 18v-l. 5)という文章があって、この範例に完全に従うのは全体の約十分の一で、他の大多数には若干緩和された負担体系が適用されていたことを示すが、それぞれの集団について挙げられた数から、この所領にも二分の一マンスがあったことが見て取れるのである。

次に第54章では、先頭に12マンスが挙げられているが、マンス当たりの給付の一部として鶏2と卵12を指示した直後に、『完全マンスであろうと、二分の一マンスであろうと』《sive sit integer mansus sive dimidius》(fol. 31r-l. 8)と記して、46という整数の保有地の中に分数マ

ンスが含まれていたことを、明らかにしている。なお、この章に付けられている『合計』《summa》では、鶏24と卵144を全体の給付量として挙げ、あたかも12マンスが完全マンスのみから成り立っていたかのごとき、記述となっている。これはペラン以来十分に知られている、プリュム明細帳における合計の理論的性格によるもので、893年より後のある時点でこの章の合計を記入した書記が、単純に総マンス数とマンス当たり負担との乗数を記したのであろう³⁰⁾。

さらに第55章では、所領 Iversheim について先頭に27マンスを登録した後に、マンス当たり負担の長い範例がある。それに続いて領主直領地が描写された上で、この所領の主要な部分からやや離れて所在する農民保有地を、次のように記載している。『上記のマンスからフラメリクスが Iversheim に1マンスを、同じ賦役をするものとして持つ。Arnafa と Crispinihc の間に1マンスがあるが、これは上記のマンスのうちであり、…Okereshusen に同様に1マンスが同じ賦役と貢租をするものとして、また Wachendorf に二分の一マンスが同様の仕方である』

《Ex mansis supradictis cum eodem servitio habet Framericus mansum I in Hiuernesheim. Inter Arnafa et Crispinihc est mansus I, qui est de mansis supradictis,...et in Ogchereshusen similiter mansus I cum eodem servitio et censu et in Wachendorpht mansus dimidius simili modo》(fol. 32r-l. 4)。ここでは散在する保有地が3マンス1/2あり、しかもそれらは所領全体での27マンスに含まれていた

29) この点はペランも心得ていたようであるが、引用している例がバイアー版でsが再現されていない第91章である。Perrin, art. cit. (前注, 6), p. 254. いずれにしても、本稿でのような突き詰めた議論には及んでいない。

30) プリュム明細帳での『合計』《summa》については、森本芳樹「プリュム修道院所領明細帳に追加部分はないか。シュワープによる新版に寄せて」『経済学研究』51-1・2, 1985年, 75-82頁を参照。

のであるから、所領の中心部にも分数マンスがあったことが確実である。

最後に第100章では、先頭に4マンスを挙げた直後に、『これらから所領管理人のアダレムが二分の一マンスを貢租なしで持つ』《*Inde Adalem maior habet mansum dimidium sine censu*》(fol. 43r-1.20)と記して、所領役人の職務に対する宛行地が分数マンスであり、従って残りの通例の保有地にも分数マンスが含まれることを示している。

このようにして、マンス総数が整数でもその中に分数マンスが隠されていることが多いのは、分数マンスの合計が整数となりうるからであるが、そこからすぐに次の点にも注意を向けなければならなくなる。すなわち、マンス総数に二分の一が含まれている場合、二分の一マンスがそこに1単位しかないことを必ずしも意味しない。例えば第33章では、『Remichに6マンス1/2がある。Herderに5マンス1/2。Bechに2マンス。Schwebsingenに3マンスでここにウェリムドゥスが2マンスを持つ。Wintringenに2、それらから所領管理人エンゲルマルスが1を持ち、ウイコがRemerschenに1マンス。Rodemachernに1、Bredimusに6マンス1/2。合計して29マンス1/2がある』《*Sunt in Remeghe mansa VI et dimidium ; ad Herde mansus V et dimidium ; ad Becghe mansus II ; ad Pusuesingen mansus III et ibi Uerimundus habet mansus II ; ad Wineringen II, ex his habet maior Engelmarus I, Wuicho habet ad Remsere mansum I ; ad Rodenaccere I, ad Bridenes mansus VI et dimidium. Sunt in summa mansus XXVIII et dimidium*》(fol. 19r-1. 12)とある。6箇所に分かれて所在するこれらの保有地の列挙の中に、3箇所まではそ

れぞれのマンス数に二分の一が含まれており、総数29マンス1/2のうちに最低でも3単位の分数マンスがあったことは確かである。この例は、それが整数であろうと分数の端数を含んでいようと、マンス総数の表示はともかく分数マンスの存在を隠し、その比率を低く評価させる傾向を持っていることを、印象づけてくれるのである。

C) 分数マンスの比率

イ) 第45—51章と第104—111章

以上のように、プリュム修道院所領明細帳を細心に検討するならば、文言の表面には見えていない分数マンスが、実際にはかなり多数存在することがわかるが、次の作業は完全マンスに対するその比率の検討である。まず、分数マンス数が具体的に記載されているとして分離した諸章から始めよう。アルデンヌ所領群を記載した第45章から第51章までは、上記のように、複数者保有の多い第45章・第46章と、分数マンスの多い第47章以下に分かれており、他の諸章には殆ど登場しない四分の一マンスの言及が多いのが特徴的である。ここでは、完全マンスと分数マンスとの比率を明確にするために、後者をやはり完全マンスに換算して、すなわち、二分の一マンスが2単位あれば1完全マンスというように計算し直して、両者の比率が面積総計で比べられるようにした上で所領ごとに示せば、以下のようなものである。

Villance (cap. 45) 完全マンス45/分数マンス10 ; Mabonpré (cap. 46) 19/2 ; Tavigny (cap. 47) 10/3 ; Bastogne (cap. 48) 0/0.5 ; Wardin (cap. 49) 0/3 ; Longvilly (cap. 50) 0/1.5 ; Noville (cap. 51) 0/1.

見られる通り、第48章以下に記載された農民保

有地は、全てが分数マンスとなっているが、第45章から第48章までの3所領でも、分数マンスの比率は最低でも10%、最高では25%近くになっている。試みに7所領の全体で計算してみると、95完全マンスに対して分数マンスは21マンスに相当することになって、20%を上回る数字となる。

他方で、娘修道院ザンクト・ゴアに賦与されている所領群を記載する、第104章から第111章までについては、完全マンスと分数マンスとの数を上に挙げてある。それによれば、やはり所領ごとのばらつきが大きく、分数マンスの言及されない Burgschwallbach (cap. 107) や Nocheren (cap. 111) から、完全マンスと分数マンスとが殆ど同じ面積となる Nastätten (cap. 106)³¹⁾までである。8所領の合計では153対35となって、分数マンスの比率は面積にして20%を越す程度であるが、この所領群でことに多い非自由人マンス（これはブリュム明細帳全体を通じて分数マンスとなっていない）を除いて、半自由人マンスだけで計算してみると、73完全マンスに対して二分の一マンス69単位で、分数マンスが面積にして30%以上を占めていたことになる。

ロ) 他の諸章

分数マンスについての詳しい記載のある以上の諸章以外では、たとえ分数マンスの存在は確認できても、その比率が一見して明らかなわけではない。しかし若干の有力な手がかりはある。先に引用した第100章では、所領全体の保有地数として4マンスを記した後、所領管理人が貢租

なしで二分の一マンスを保有するとされていたが、それに続けて、別の3マンスが各々年に3回、全部で47デナリウスを支払うとあり、さらに、『二分の一マンスからは、23デナリウス1/2がもたらされる』《Ex manso dimidio exit denarii XXIII semis》(fol. 43v-l. 3)と書かれている。従ってこの所領には、所領管理人への宛行地に加えてもう1単位の二分の一マンスがあり、それとは別に3完全マンスがあったことになる。次に第91章では、先頭に総数として4マンス1/2が記された後、『各々二分の一マンスから鶏2、卵10を支払う。…』《Solvit unusquisque de dimidio mansu pullos II, ova X; ...》(fol. 40v-l. 14)として、範例を二分の一マンス当たりで示している。その上で章の末尾に、『前述のマンスから、ハルドドリウスが上記のように奉仕する1マンスを保有する』《Ex predictis mansis tenet Hardridus mansum I, qui servit ut supra》(fol. 40v-l. 18)とある。この所領では二分の一マンスが通例の保有地で、それが7単位あり、その他に1完全マンスが存在していたことが明らかである。

さらに以下では、文言の解釈に問題を含む2例を検討してみたい。第77章は比較的短いので、全文引用しておこう。『Gewelsdorfには領主直領地を含めて7マンスあり、それらは現在空いている。Erzelbachに同じく空いている1マンスがあり、そしてKirch-Hertenにも空いている1マンス1/2、そしてPatternには二分の一マンスを伴った水車1、そしてLinnichには空いている二分の一マンス。』《Est in Giuinesdorpt simul cum terra dominicata mansa VII, que adhuc sunt absa. Est in Ercillenbahc mansum I et iam apsum et in Heterne mansum I semis etiam apsum et in Patterne

31) ただしこの所領については、第111章に記されている『合計』で、半自由人マンスが18完全マンスに対して二分の一マンス16単位と、後者の比率がより低くなる別の数字を挙げている。

molendinum I cum dimidium mansum et in Linneghe mansum dimidium apsum.》(fol. 38v-l. 1) ペランが全体として追加部分ではないかとしている³²⁾この章は、前後の諸章にも数多く登場する『空いている』土地についての記述であるが、Gewelsdorfの周辺に散在している土地は2完全マンスに対して二分の一マンス3単位となっている。問題は先頭に書かれた7マンスのうち、これらの散在した保有地3マンス1/2が含まれるかどうかであり、もしそうなら、所領中心部にも最低1単位の二分の一マンスがあったことになろう。

Montigny (cap. 36) についての文言の解釈は、なお微妙である。実は複数者保有を論じた場所ですでにこれを検討していたのであるが、第36章が農民保有地の総数として挙げている21マンス1/2と、ポドに譲与されている大規模保有地5マンス1/2とのうちに、それぞれ複数の分数マンスが存在する可能性が大きいことを知っている現在では、その観点から検討し直すことができる。その際注目されるのが、章の末尾近くにある、『その上に6マンスがあり、それらをウルシオが保有する。これら二分の一マンスごとに居住している者は、6名の領民である』*in-super sunt mansa VI, quos tenet Ursio. Ipsi manentes per dimidios mansos sunt homines VI*》(fol. 20v-l. 6)との文章である。ここではともかく、修道院からの直接の保有地21マンス1/2に25名、ポドの大規模保有地5マンス1/2に10名、そしてウルシオの大規模保有地6マンスの一部として、二分の一マンスを単位として6名の保有者がいると解釈した上で、保有単位は完全マンスと二分の一マンスに限られると仮定

してみよう。すると、直接保有地には18完全マンスと二分の一マンス7単位、ポドのもとには1完全マンスと二分の一マンス9単位、ウルシオのもとには3完全マンスと二分の一マンス6単位という計算になる。面積にすれば保有地の30%以上が分数マンスであり、ことに大規模保有地の内部の再保有地は、大半が二分の一マンスとなっていたのである。

以上4章にわたる手がかりからは、分数マンスの個別的な記載のない章に描写されている所領でも、二分の一マンスの比率は相当に高かったと結論することができる。むしろ、アルデンヌ所領群とザンクト・ゴア所領群それぞれの全体で、面積に換算して20%を越えるほどが分数マンスだったのに比べて、他の所領群ではあるいはそれ以上の割合で、二分の一マンスが存在していたのではないかと思わせるのである。

II. 複数者保有マンスと分数マンスの位置づけ

前節においては、ブリュム修道院所領明細帳の細心な検討を試みて、ペランからクッヘンブッフに至る先行研究者たちの見解に反して、9世紀末の同修道院領では、1マンスの1農家族による保有という原則が守られているどころではなく、完全マンスの複数者保有も、二分の一マンスや四分の一マンスという分数マンスも、極めて広く見られる現象だったことを明らかにした。複数者保有の普及度合いについての定量は全く不可能だが、分数マンスについては、保有地数にして10%程度の保有地がそれであったというクッヘンブッフの評価を退けて、面積にして20~30%はあったと見なければならぬ。それでは、こうした所見からすぐに、ペランの先に引用した表現を逆にとり、ブリュム明細

32) Perrin, *op. cit.* (前注. 11), p. 20, n. 2.

帳でのマンスはやはり生命力を失い、「退化」を示していたと言うべきであろうか。これは極めて微妙な問題ではあるが、私はそのようには考えない。それは、マンスの研究史にも、中世初期プリュム領についての最近の研究成果にも、さらには、プリュム明細帳の中のお注意されてこなかった記述のうちにも、複数者保有マンスと分数マンスとの広範な存在を、なお十分に機能しているマンス制度の動態のうちに位置づけて考えるように促す、いくつもの論点が見いだされるからである。それを論証するためには、所領明細帳で所領群ごとに記載の濃淡に大きな差があることを考慮して、本来ならば所領群を単位とした綿密な考察を加え、これまでの展開と同様に、この史料からの多数の引用を交えて検討すべきであろう。ことにアルデンヌ所領群を記載した第45-51章については、ペランから始まってデスピ学派によって受け継がれている詳細な分析があるだけに、こうした先行研究³³⁾から学びつつ、これらの章から検討を始め

るのが、本来の順序であろう。ここではその余裕もないので、一括して簡潔に問題点に迫ってみたい。

第1に考慮しなければならないのは、二分の一マンスと四分の一マンスを完全マンスの解体から生じた「分裂マンス」*manse fractionné*とだけ見なすのではなく、その中では、開墾を通じて新たに成長してくる小規模な保有地が、完全マンスの規模に達するまで与えられている枠組みとしての「分数マンス」*manse fractionnaire*も、極めて重要な部面を占めているという最近の考え方である。この研究動向の先鞭をつけたのは他ならぬペランであって、サン・ジェルマン・デ・プレ修道院所領明細帳の4章を綿密に比較して、そうした結論に達したのであった³⁴⁾。そして、この新しい見解の確立に有力な史料の根拠を与えたのが、プリュム修道院の所領明細帳であり、ことに記述が詳細なアルデンヌ所領群についての諸章であった。この方向でプリュム明細帳を利用したのも、やはりまずペランであったが、ヘンとクッヘンブッフとによる指摘がそれに続いたのである³⁵⁾。最近における中世初期プリュム領の研究は、農村経済成長の場というその性格を前面に押し出しているのであって、分数マンスと開墾との結び付きが強調されるのは、けだし当然のことだったと言え

33) ペランの基本的な視角は、複数者保有と分数マンスの意味を考える上で、9世紀における人口増加と農村経済の成長を一つの前提としながらも、所領明細帳に見られる状況の直接の説明を、ノルマン人の進攻によるプリュム領の破局に求めるところにある。その点で、中世初期社会・経済の積極的な評価をする場合でも、ヴァイキングによる破壊がそれを中断してしまうとする傾向にあった、1950年代までの研究史に規定されている。Perrin, art. cit. ; *op. cit.* (前注, 13)。これに対してデスピ学派は、中世初期におけるアルデンヌ所領群での経済成長を主たる背景として論じており、ノルマン人進攻の否定的な意味が研究史上誇張されていたと見ている。G. Despy, *Villes et campagnes aux IXe et Xe siècles. L'exemple du pays mosan*, in *Revue du Nord*, 50, 1968, pp. 145-168 (森本芳樹/平嶋照子訳「9-10世紀の都市と農村——ムーズ地域の場合——」森本編訳『西欧中世における都市と農村』九州大学出版会, 1987年, 72-119頁); J.-P. Devroey, *Mansi absi : indice de crise ou croissance de l'économie rurale du haut Moyen Age ?* in *Le Moyen Age*, 82, 1976 (Id., *Études sur le grand domaine carolingien*, Variorum reprints, Aldershot et Brook-

field 1993, pp. 431-432 に再録); Ch. Dupont, *Un moment d'histoire domaniale : Villance au IXe siècle*, in *Revue du Nord*, 58, 1976, p. 151; Id., *Du marché carolingien à la bonne ville du XIVe siècle. L'exemple de Bastogne*, in *Centenaire de l'histoire du Séminaire de l'histoire médiévale de l'Université libre de Bruxelles*, Bruxelles 1977, pp. 127-146.

34) Ch. -Ed. Perrin, *Observation sur le manse dans la région parisienne au début du IXe siècle*, in *Annales d'histoire sociale*, 8, 1945, pp. 39-52.

35) Perrin, *op. cit.* (前注, 13), p. 244; Henn, art. cit. (前注, 7), p. 39; Kuchenbuch, *op. cit.* (前注, 8), p. 174.

よう³⁶⁾。その後この点について本格的に論じた仕事は見当たらないが、分数マンスを農村開発と結び付けるこうした見解は、中世初期について一定の社会・経済的発展を構想する研究者によって、受け入れられているのである³⁷⁾。

ところで、分数マンスについてのこうした考え方と共鳴し合ったのが、『空きマンス』《mansus absus》についての新しい見解であって、これはJ.-P. ドヴロウの功績による。すなわち、従来は耕作が放棄されている状況を示すと理解されていた『空いている』という形容詞が、中世初期の史料ではむしろ、「正式な保有者がそこに居住していない」と読める場合が多いことを実証して、これを農村経済に現れた危機の指標とだけ考えるべきではなく、マンス保有者の不正規な交代や、新たに設定されたマンスへの保有

者受け入れの過程でも生じてくる状態として、場合によっては農村経済の成長を示すこともあると、主張したのであった³⁸⁾。この見解も現在では広く受け入れられているが、ここでもプリュム明細帳が有力な史料となったのである³⁹⁾。そうすると、『空きマンス』も単にマンス制度の解体の一齣というのではなくて、むしろその存在を前提とした変動の局面ということになる。

次に注目しなければならないのは、プリュム明細帳作成の時点では、マンス制度による土地保有関係の整序が強く機能していたと思われる点である。それを印象的に示してくれるのが、従来は強調されなかった点であるが、プリュム明細帳での大規模保有地についての記載である。1人で1マンス以上の土地を保有する領民が、プリュム明細帳にはかなり多数記載されており、2マンス以上を基準にとると、大規模保有者はおよそ35名に及ぶ。このような大規模保有地は、所領明細帳研究のうちでしばしば取り上げられ、所領内部でのその地位や歴史的起源が論じられてきた。ことに、サン・ベルタン明細帳とモンティエランデル明細帳における大規模保有地については、内部に多数の奴隸的非自由人を含むところから、荘園制のうちに取り込まれた小所領ではないかとの見解が出され、議論を呼んできた⁴⁰⁾。プリュム明細帳の大規模保有地につい

36) 少なくとも所領明細帳作成前後のプリュム領が停滞ないしは危機を経験していたとする、かつて有力だった見解とは明確に異なって、最近の研究者はむしろここに農村経済成長の跡を見て取ろうとしている。新しい動向の先鞭をつけたのは、G. デスピイとその学派によるアルデンヌ所領群についての検討であった。(前注. 33)の文献を参照。その後、プリュム修道院所領明細帳作成千百年を記念して、多くの仕事が発表された1993年に至るまで、人口の増加、農村開発の進行、貨幣経済の普及、さらには都市的集落の存在といった現象の意味が、強調されてきたのである。(前注. 3・4)の文献に加えて、J.-P. Devroey /Ch. Zoller, Villes, campagnes, croissance agraire dans le pays mosan avant l'An Mil. Vingt ans après..., in J.-M. Duvosquel /A. Dierkens (ed.), *Villes et campagnes au Moyen Age. Mélanges Georges Despy*, Liège 1991, pp. 223-260; Y. Morimoto, Considérations nouvelles sur les «villes et campagnes» dans le domaine de Prüm au haut Moyen Age, in *Ibid.*, pp. 515-531を参照。

37) A. Verhulst, Das Besitzverzeichnis der Genter Sankt-Bavo-Abtei von ca. 800 (CIm 6333). Ein Beitrag zur Geschichte und Kritik der karolingischen Urbarialaufzeichnungen, in *Frühmittelalterliche Studien*, 5, 1971, p. 224; P. Toubert, La part du grand domaine dans le décollage économique de l'Occident (VIIIe-Xe siècles), in *La croissance agricole du haut Moyen Age. Chronologie, modalités, géographie*, (Flaran, 10), Auch 1990, p. 70-71, 74.

38) Devroey, art. cit. (前注. 33).

39) *Ibid.*, pp. 425-435.

40) 森本芳樹「モンティエランデル修道院土地台帳の分析——古典荘園制未発達の1形態——」『経済学研究』37-1~6, 1972年, 209-229頁 (Résumé français: Analyse du polyptyque de l'abbaye de Montierender. Un cas du régime domanial classique non-développé); 同「サン・ベルタン修道院所領明細帳(844年~859年)をめぐる諸問題」同誌, (1)48-5・6, 1983年, 49-62頁/(2)49-4~6, 1984年, 149-174頁; Y. Morimoto, Problèmes autour du polyptyque de Saint-Bertin (844-859), in A. Verhulst (ed.), *Le grand domaine aux époques mérovingienne et carolingienne*, Gent 1983, pp.

ては、今後詳しい検討が加えられねばならない⁴¹⁾が、上記二つの所領明細帳に登録されているものとは異なって、マンス制度が浸透していることが注目される。すなわち、それらの規模は原則としてマンス数で与えられ、2マンス以上に相当する大規模保有地がユゲラという面積単位で表示されているのは、1例しか見当たらない⁴²⁾。こうしたマンス数による表示が、単に面積単位としてのマンスの利用に留まらないことは、Hetzerath (cap. 27) について、通例の農民保有地7マンス1/2とそれらの義務を記した後に、『ここにベネフィキウムとして5マンスがあり、それらは同様に賦役をし、支払う』《Sunt ibi in beneficium mansa V, que similiter serviunt et solvunt》(fol. 18r-l. 1) とあるように、多くの場合、標準的保有地としてのマンスの例に準拠した負担規定を課されていることから、明らかである。たまたま描写が大規模保有地の内部に及んで、支配=従属関係が見て取れることもあるが、こうした場合には上述の Montigny (cap. 36) のように、それらの内部でマンス保有が行われている。さらに興味深いのは、次の事実である。すなわち、9世紀末プリュム領の大規模保有者の中には、例えば, Vil-lance (cap. 45) に『アムルベルトゥスがベネフィキウムとして2マンス8ヨルナリスを持つ』《Amulbertus habet in beneficium mansa II et iornales VIII》(fol. 26r-l. 11) というように、マンス数とユグムないしヨルナリスの数との組み合わせで、保有地の面積が表示されている者が5名いる⁴³⁾。そして、これらの場合後者の値は12ユグムを最高としており、領主直領地の表示にしばしば見られるような、大きな数字にはならないのである。領民の保有地が一定の規模に達したところで、なるだけこれを完全マンスないしその分数単位に整除して、マンス制度の枠のうちに取り込もうとしていた、プリュム修道院の政策がここにも表れているようである。

9世紀末プリュム修道院領におけるマンス制度の活力を示すもう一つの事情は、負担体系の多様で柔軟なあり方である。地代形態の地域的規定性(→Rentenlandschaften)の浮き彫りを目指して、クッヘンブッフが行った所領明細帳の詳細な検討⁴⁴⁾によっても、所領群ごとにかなり異なった仕方、農民保有地当たりの賦役労働と賦課租とが規定されていることは、すでに十分に知られている。しかしながらそうした多様性を貫いて、二つの異なった負担原則が働いていると思われる。第1の原則は、本稿の主題である複数者保有マンスと分数マンスによる負

担である複数者保有マンスと分数マンスによる負

132-141; W. Rösener, Strukturformen der adeligen Grundherrschaft in der Karolingerzeit, in Id. (ed.), *Strukturen der Grundherrschaft im frühen Mittelalter*, Göttingen 1989, pp. 160-162. 上記の私の論文については、それぞれの明細帳の解釈をめぐって、以下の仕事によって批判が加えられた。C.-D. Droste (ed.), *Das Polyptichon von Montieren*, *Kritische Edition und Analyse*, (Trierer historische Forschungen, 14), Trier 1988, pp. 13-14; E. Magnou-Nortier, Le grand domaine: des maitres, des doctorines, des questions, in *Francia. Forschungen zur westeuropäischen Geschichte*, 15, 1987, pp. 668-671, 677-679.

41) クッヘンブッフはプリュム明細帳での大規模保有地を取り扱ってはいるが、それらを一括してベネフィキウムと規定して、その内部でのマンスの地位については触れていない。Kuchenbuch, *op. cit.* (前注. 1), pp. 330-343.

42) Wichterich (cap. 94) の Roodowihc (73ユゲラ保有) の場合。

43) 《Amulbertus habet in beneficium mansa II et iornales VIII.》(fol. 26r-l. 11); 《Ex supradictis mansis habet Ekibaldus mansus III et iugera XI semis...》(fol. 34r-l. 18); 《Balduicus habet in Kerpene mansum I et iugera XI.》(fol. 40r-l. 8); 《Ex his... habet Farabertus II et iugera VI...》(fol. 41v-l. 12); 《Exceptis his mansis supradictis tenet Wernarius in Dodonuuel mansa IIII et iugera III cum eodem servitio et censu.》(fol. 42r-l. 13).

44) Kuchenbuch, *op. cit.* (前注. 1), pp. 195-244.

担に関わっている。1マンスを数名の農民が共同で、あるいは分割して保有している場合、主として1マンス当たりで行われている賦役労働と賦課租との規定がどのように適用されていたかについては、プリュム明細帳に複雑な言及が見られ、ペランとクツヘンブッフによって検討が加えられた⁴⁵⁾。その結果、大筋では次のように考えられている。すなわち、修道院側には負担、ことに賦役労働を、保有地規模当たりで増徴しようとする努力はあったが、原則としては、複数者保有の場合には1マンス当たり給付の共同負担、分数マンスについては各単位からの1マンス当たり給付の分数倍負担が、認められていたというのである。それを典型的に示すのが、Bogel (cap. 104) での二分の一マンス6単位の所在が、『二分の一の奉仕をする者が6人』《*quidimidium servitium faciunt sunt VI*》(fol. 44v-1. 1) とされる表示である。これは、マンスで示された保有地規模と負担量とがほぼ比例するという、小保有地・低負担と言いうる原則である。他方で本稿における分数マンスの検討は、その妥当する範囲がより小さくはあっても、9世紀末のプリュム領で第2の異なった原則も働いていたことを示している。それは、非自由人マンスについては分数マンスが形成されておらず、従ってそこには、自由人マンスや半自由人マンスよりも面積の小さな非自由人マンスが、少なくとも賦役労働については、それらよりかなり重い負担をするという、小保有地・高負担の原則が生きていたからである。

荘園制における保有地規模と負担度合との関係は極めて複雑な問題であり、最近でもヨーロッパ学界で議論を呼んでいる⁴⁶⁾のであって、今

後さらに検討が重ねられなければなるまい。ともあれ現在のところでは、次のように言うことが許されよう。すなわち、小保有地・高負担という原則は、マンス制度が二重の起源から形成されてくる過程で、上昇した奴隸的非自由人に賦与された比較的小規模な保有地（それが法的に確立したのが非自由人マンス）が、歴史的には奴隸労働と接続している重い賦役労働を負担している状況で典型的に働くのに対して、小保有地・低負担の原則はむしろ、領主による労働手段の賦与にも助けられて一定の標準規模に達した保有地から、かなりの量の賦課租を含めてまとまった給付を徴収する、マンス制度がより成熟した状況で十分に機能する、というのである。そのように考えてみると、プリュム明細帳から検出できる二つの負担原則併存の状況、すなわち小保有地・低負担の原則が普及してはいるが、小保有地・高負担の原則も一部でなお健在であるという事情は、9世紀末のプリュム修道院領でマンス制度は基本的にはその成熟期にあったが、なお成立期の諸条件も存続していたことを意味すると言えよう⁴⁷⁾。

46) 森本芳樹「荘園制の諸側面」(前注、9)(3)239-241頁。

47) この点は、プリュム領でのマンスについての二つの所見からも裏付けられる。第1に、所領明細帳作成時点でのこの修道院領では、マンスは原則として耕地と森林・荒蕪地の用益を含む農民経営の基体を指し、そこから土地面積の単位として用いられることはあっても、農民屋敷のみを意味することはなかった。その点で、東フランクの他の修道院領について明らかにされてきたような、奴隸的非自由人の小規模保有地形成がなお全面的に進行中で、マンスがしばしば農民経営の拠点のみを意味したのに対して、フーフェが完全な農民経営に必要な耕地を意味することが多かった状況とは異なり、初期的なマンス制度を示していなかったと言えよう。東フランクでのマンスについての最近の検討としては、W. Weidinger, *Untersuchungen zur Wirtschaftsstruktur des Klosters Fulda in der Karolingerzeit*, (Monographien zur Geschichte des Mittelalters), Stuttgart 1992, pp. 23-78 がある。

第2に、所領明細帳に登録された約1700マンスの

45) Perrin, art. cit. (前注、6), pp. 254-255 ; Kuchenbuch, *op. cit.* (前注、1), pp. 174-179.

結論

こうして、マンスの複数者保有と分数マンズとが広範に存在していたことを示して、9世紀末プリュム領における1マンズの1家族による安定的保有という、先行研究者による認識を訂正した上で、なおそこでは、マンズ制度が全面的に解体しつつあったとは言えないというのが、本稿の結論である。むしろ、所領明細帳作成の時点ではこの制度が活力を示していたというペランの見解は、ペランの史料所見を訂正した現在でも、そのまま妥当することを強調したい。すなわち、マンズの複数者保有も分数マンズも、ともに単にマンズ制度の解体の所産ではなくて、同時にマンズの生成過程でも生じうる形態であり、プリュム修道院所領明細帳に現れたこうした現象も、『空きマンズ』と同様に、マンズ制度に固有の絶えざる変動の局面として、位置づけられると考えるのである。

こうした結論を確実なものとするためには、最近ますます明らかにされている中世初期プリュム領の動向の中で、複数者保有マンズと分数マンズとが多数存在するメカニズムを、さらに具体的に構想する必要がある。伝来する史料が

限られており、また中世初期農民の家族・親族関係について、様々な検討が加えられてはいる⁴⁸⁾がなお明確な像が結ばれていない現在では、これは極めて困難な課題であろうが、それを近い将来に期して本稿を閉じることとしたい。

後記

本稿で取り扱った問題は、筆者が年来暖めてきたテーマの一つで、すでにいくつかの講演や研究発表で展開したこともあり、また、「カロリング期農村世界の新しい像を求めて。9世紀末プリュム修道院領の農民」本誌、45-3、1980年、7-14頁でも、その大綱を述べている。今回、R. フォシエ教授の記念論文集に寄稿を求められたのを機会に、史料的基础を中心として全面的な議論を展開したのが本稿である。これに対応する仏語論文は、Y. Morimoto, *Sur les manses surpeuplés ou fractionnaires dans le polyptyque de Prüm : phénomènes marginaux ou signes de décadence ?* in *Campagnes médiévales : l'homme et son espace, ca. 900 - ca. 1350. Mélanges R. Fossier*, Paris 1995 として、刊行される予定である。

うち、〈ingenuilis〉、〈lidilis〉、〈servilis〉という種別を明記されているのはむしろ少数で、大半のマンズはこうした形容詞を冠されていない。この点もペラン以来、ことにマンズ種別と負担体系との関係を中心に論ぜられ、9世紀末のプリュム領では、二重の起源から成立したマンズの均一化が大きく進行していたと考えられている。Ch. -Ed. Perrin, *Une étape de la seigneurie. L'exploitation de la réserve à Prüm au IXe siècle*, in *Annales d'histoire économique et sociale*, 6, 1934, p. 450-466 ; Henn, art. cit. (前注. 7), p. 44-45 ; Kuchenbuch, *op. cit.* (前注. 1), p. 389-390. ただし、全体では少数であろうとも非自由人マンズがなお存在しており、しかも修道院所在地に最も近い所領群のように、場所によってはむしろ優越していたことに注意すべきであろう。

48) この問題の概観として、Y. Bessmertny, *La vision du monde et l'histoire démographique en France aux IXe-XVe siècles*, (Documents et inédits du Collège de France), Paris 1991, pp. 21-23 を見よ。